

平成 23 年 2 月 24 日

バーゼル銀行監督委員会市中協議文書「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から昨年 12 月 10 日に公表された市中協議文書「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、今回のサウンド・プラクティス・ペーパーの見直しは、今次金融危機を踏まえるとともに、これまでの銀行のオペレーショナル・リスク管理の実務の進展等を反映させたものと理解している。また、本市中協議文書でも述べられているように、提案されている諸原則は、銀行の業務の性質、規模、複雑性、リスク・プロファイルに応じて、銀行ごとに適用されるべきものであり、各銀行のリスク管理体制を一律的なかたちで強制するものであってはならないと考える。

我々は、銀行の健全なオペレーショナル・リスクをさらに一層進展させるうえで、今後の検討に際し、以下の点が考慮されることを期待する。

【各論】

原則 2：オペレーショナル・リスク管理の基本原則 (パラグラフ 27(e))

個々の銀行がオペレーショナル・リスクのフレームワークを策定するに当たって、「(e)リスク報告体制と経営情報システム (MIS) の確立」が明確にすることを求めているが、ここでいう経営情報システム (MIS) とは具体的にどのようなシステムを意味しているのか、その定義または内容を例示していただきたい。

原則4：ガバナンス・取締役会（パラグラフ 30、31）

本原則は、銀行が想定しようとしているオペレーショナル・リスクの選好度および許容度に関するステートメント、さらには、オペレーショナル・リスクの適切な閾値・限度枠の取締役会による承認を求めているが、閾値・限度枠の設定は選択肢のひとつとする位置づけにしていきたい。

パラグラフ 30 は、取締役会が特定のオペレーショナル・リスクについて、閾値・限度枠を承認すべきこと、また、パラグラフ 31 では、取締役会が全体的なオペレーショナル・リスクの選好度および許容度に関するステートメントの適切性について、限度違反（limit breaches）の頻度、量、性質を考慮すべきことを求めている。

しかし、銀行が想定しようとしているオペレーショナル・リスクの選好度および許容度の適切な判断は、オペレーショナル・リスクの適切な閾値または限度の設定のみによって達成されるものではない。

したがって、オペレーショナル・リスクの選好度および許容度の承認・再検証事項に当たっては各金融機関の自由度を高め柔軟性を持たせるとの観点から、閾値・限度枠の設定には限定しないような表現としていただきたい。

原則6：リスク管理環境・識別と評価（パラグラフ 39(a)）

パラグラフ 39 (a) は、「オペレーショナル・リスク・エクスポージャーについてのより完全な見方を得るうえで、信用リスクおよび市場リスク関連の損失に対するオペレーショナル・リスクの寄与度を捕捉し、モニタリングすることも銀行にとっては有用であろう」としているが、「オペレーショナル・リスクの寄与度（contribution）」の意味を明確化していただきたい。

もし「オペレーショナル・リスクの寄与度」が、信用リスク関連として区分される内部損失データと、市場リスク関連として区分される内部損失データとを比較することを意味しているのであれば、その旨を追記していただきたい。また、「オペレーショナル・リスクの寄与度」が上記の目的とは異なるのであれば、信用リスク関連および市場リスク関連の損失との関係を分析する際に、どのように活用することが望ましいのか、具体的に示していただきたい。

原則8：モニタリングと報告（パラグラフ 43～46）

本原則は、取締役会等に対するオペレーショナル・リスクの報告を適時かつ

適量なかたちで行い、継続的に改善していくことを求めているが、各国の具体的な監督・検査において、当局の期待水準が過度に高くないように配慮いただきたい。

オペレーショナル・リスクの報告では、パラグラフ 43～46 おいて示されているように、以下の事項を含めて幅広く求められている。

- ・ 報告は、平時とストレス時を区別すべき
- ・ 報告の頻度は、発生している損失状況に応じて変化させるべき
- ・ 報告には、リスクの選好度や許容度を定めたステートメントの履行状況、重要な内部のオペレーショナル・リスク損失の詳細、関連ある外部的事象とオペレーショナル・リスク資本に及ぼす影響等を含めるべき
- ・ 報告に係るプロセスは、定期的に分析すべき

しかし、本原則で示された内容はベスト・プラクティスとして位置づけるべき性格のものであり、一律に各国での実施を求めることには違和感がある。このため、本原則で示された内容が各国で実施される際の、実務上の負担にも配慮していただきたい。

以 上